

特定疾患患者福祉手当のお知らせ

平成 24 年 4 月から特定疾患患者見舞金の制度が変わります。

平成 24 年 4 月から、これまでの『特定疾患患者見舞金』に変わり、新たに『上三川町特定疾患患者福祉手当』が始まります。

すべての方について認定申請が必要です

一般特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けているすべての方について、認定申請が必要です。（これまで見舞金の支給を受けていた方も申請が必要です。）

認定申請について

●受付開始…平成 24 年 4 月 2 日（月）から

※平成 24 年 4 月分から手当を受給するためには、平成 24 年 4 月 27 日（金）までに申請手続きが必要です。

●申請場所…役場 1 階福祉課窓口

●必要なもの…現在有効な一般特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受診券の写し、通帳等振込先の口座番号のわかるもの、印かん

手当の支給額と支給月が変わります <主な変更点>

手当は、認定申請書の提出があった月の分から受けることが出来ます。

毎年 1 回現況届の提出が必要です

受給者証等の更新に伴い、毎年 1 回現況届の提出が必要となります。認定を受けた受給者には個別に通知いたします。

名 称	特定疾患患者福祉手当（新設）	特定疾患患者見舞金（廃止）
支給額	月額 3,000 円（年額 36,000 円）	年額 20,000 円
支給月	1 年度に 2 回 10 月（4～9 月分）及び 4 月（10～3 月分）	1 年度に 1 回 9 月または 3 月

▼問い合わせ先＝福祉課 福祉人権係 ☎9 1 2 8

上三川町の最新情報がデータ放送でご覧頂けるようになりました。

緊急災害情報／防犯・防災情報／上三川町からのお知らせ／イベント・観光情報など

データ放送の視聴方法

操作手順

- ①チャンネルを「とちぎテレビ」に合わせます。
- ②リモコンの d ボタンを押してください。
- ③右の図 A のように「データ放送」の画面になります。
- ④リモコンの「▲▼」ボタンで見たい項目に枠を移動させ「決定」ボタンを押します。
- ⑤右の図 B のように画面が変わり、掲載されている項目の一覧が表示されます。
- ⑥一覧の中から読みたい記事を「▲▼」ボタンで選び「決定」ボタンを押します。
- ⑦右の図 C のように記事の詳細が表示されます。
- ⑧「決定」か「戻る」ボタンを押すと前の画面に戻ります。

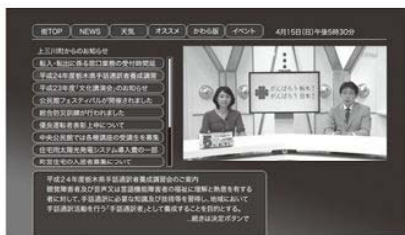
全画面映像表示に戻すにはもう一度「d」ボタンを押してください。



「決定」ボタン
「▲▼」ボタン
「d」ボタン



▲図 A



▲図 B



▲図 C

▼問い合わせ先＝企画課 情報広報係 ☎9 1 7 7

国民年金

ご存知ですか？

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

学生納付特例申請の簡素化について

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。



対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限一年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また夜間・

また、学生でない30歳未満の方の場合には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障がいが残った場合に、障害年金を受けることができなくなる場合があります。なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。

平成23年度において学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、平成24年度も引き続き在学予定の方には、3月下旬に基礎年金番号等の印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学する場合は、このハガキに必要な最小限の記載事項を記入するだけで申請ができます。この場合は、在学証明書又は学生証の写しは不要です。なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり在学証明書等が必要です。

就職などで、収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

▼問い合わせ先

●保険課 高齢者年金係

☎9129

●宇都宮西年金事務所

☎028(622)4284

上三川町マスコットキャラクター



かみたん

【上三川歴史クイズ⑥】今から700年前に、児山城を築いたのは、多功宗朝の子ともである。○か×か？（答えは23ページ）

高齢者の在宅福祉に関する相談は在宅介護支援センターへ

高齢者及びそのご家族が抱える心配ごと・悩みごとについて、町が委託している在宅介護支援センターでは、24時間無料で相談を受け付けています。

相談したい方は、センターに直接ご連絡ください。



在宅介護支援センター	電話番号
友愛苑	☎568885
トータスホーム	☎522220
ふじやまの里	☎550962

※在宅介護支援センターふじやまの里は平成24年4月1日に開始しました。

▼問い合わせ先=保険課 介護保険係
☎569102